

# 総務教育常任委員会資料

(平成30年9月19日)

## 〔件名〕

- ・財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について  
【財政課】 ··· 1
- ・県の障がい者雇用の状況について  
【人事企画課】 ··· 3
- ・平成30年度第2回県庁働き方改革プロジェクトチーム全体会議  
の開催結果について  
【職員支援課】 ··· 4
- ・第3回公文書適正管理推進チーム会議の開催結果について  
【職員支援課】 ··· 5
- ・第1回鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームセミナーの  
開催結果について  
【資産活用推進課】 ··· 6

総務部



# 財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について

平成30年9月19日  
財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。

## 1 健全化判断比率等（暫定値）の算定状況

### ＜健全化判断比率：一般会計等に係る基準＞

区分	本県の状況		早期健全化基準	財政再生基準	内 容
	H28 決算	H29 決算			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	一般会計等の実質赤字の比率（対標準財政規模）
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	15%	公営企業会計も含めた実質赤字の比率（対標準財政規模）
実質公債費比率	12.5%	12.6%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金等の比率（対標準財政規模）
将来負担比率	112.5%	119.3%	400%	—	一般会計等が将来負担する実質的負債の比率（対標準財政規模）

### ＜資金不足比率：公営企業に係る基準＞

区分	本県の状況		経営健全化基準	内 容
	H28 決算	H29 決算		
資金不足比率	資金不足の公営企業なし	資金不足の公営企業なし	20%	公営企業ごとの資金不足の比率（対事業の規模：営業収益）

## 2 健全化判断比率等の公表に向けたスケジュール

8／24（金） 知事が監査委員に対し審査依頼

9／19（水） 常任委員会で暫定値報告

9月末 全国暫定値公表（総務省）

9月下旬（予定） 監査委員が知事に対し意見書提出

10月上旬（予定） 決算審査特別委員会で監査委員の意見を付して確定値を議会に報告

11月末 全国確定値公表（総務省）

## (参考) 健全化判断比率等 算定方法

(単位:%)

### ○実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

### ○連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

### ○実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金十準元利償還金)ー}}{\text{(元利償還金等に充てられた特定財源十算入公債費等)}} \text{の3ヵ年平均} = \boxed{12.6}$$

$$\frac{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}{\text{標準財政規模}}$$

### ○将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} = \boxed{119.3}$$

### ○資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (各会計の営業収益の額)}} = \boxed{-}$$

#### 用語解説

項目	説明
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入等十普通交付税十臨時財政対策債の合計額
準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等
元利償還金等に充てられた特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源
算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金に係るもの
充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入
資金の不足額	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金不足が発生する

## 県の障がい者雇用の状況について

平成30年9月19日  
 人事企画課  
 教育総務課  
 病院局総務課

国や地方自治体において、障がい者雇用率の算定に、障がい者手帳を交付されていない職員を含めるなどの「水増し」が行われていたことについて、本県の状況は次のとおりです。

### 1. 本県における障がい者雇用率の算定について

本県では、毎年度、職員から身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の有無、並びに障がいの等級・種類等の報告を求めており、その結果に基づいて障がい者雇用率の算定を行っており、報道等されているような不適切な算定は行っておりません。

なお、今般の国等での報道を受け、また、国からの通知を踏まえ、採用後に障害者手帳を取得した者についても、本人の同意の下に手帳等の原本又は写しを確認済です。

引き続き、プライバシーに配慮しながら、新たに手帳を取得した職員等に対し手帳を確認するなどして適切に算定してまいります。

### 2. 本県の障がい者雇用率

【H30.6.1現在（国の障がい者雇用率の算定基準日）雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数 (実数)
知事部局等	3.21%	71人
教育委員会	2.55%	79人
病院局	2.51%	10人

※知事部局等には企業局も含む

＜参考：障がい者雇用率の推移＞ 下段（ ）は法定雇用率

年 度	H28年度	H29年度	H30年度(速報)
知事部局	2.92% (2.3%)	3.17% (2.3%)	3.21% (2.5%)
病院局	2.46% (2.3%)	2.39% (2.3%)	2.51% (2.5%)
教育委員会	2.74% (2.2%)	2.60% (2.2%)	2.55% (2.4%)

※法定雇用率は平成30年度より0.2ポイント引上げ。

### 3. 本県における障がい者雇用推進に向けた取り組み

本県では、知的障がい者・精神障がい者の正規職員への採用などを行ってきており、今後も障がいの特性にあわせた働きやすい環境づくりなど、必要な見直しを行いながら障がい者雇用を進めています。

＜県の障がい者雇用促進のための取り組み＞

時 期	内 容
平成6年度	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施（平成30年度も採用試験を継続実施）

# 平成30年度第2回県庁働き方改革プロジェクトチーム全体会議の開催結果について

平成30年9月19日  
職員支援課

国における働き方改革の動きや県職員の時間外勤務の増加等の状況を踏まえ、平成29年4月に設置した「県庁働き方改革プロジェクトチーム」について、今年度第2回の全体会議を開催し、時間外勤務の状況等を報告するとともに、今後の取組について意見交換を行いました。

## 1 開催概要

(1) 日 時 平成30年9月7日(金) 午後2時から3時まで

(2) 場 所 県庁第3応接室

(3) 出 席 者 知事、副知事、各部局長等

(4) 概 要

### ○ 今年度の時間外勤務状況(4月~7月)について

#### 《時間外勤務状況》

- ・ 総時間 124,312時間 ※豪雨災害対応分を除く(対前年比4.0%増)
- ・ 一人当たり 13.2時間 ※豪雨災害対応分を除く(対前年比6.9%増)
- ・ 月に一定時間以上(45時間超・100時間以上)勤務した職員数(延べ)※豪雨災害対応分を除く  
45時間超:590人(H29:440人)、100時間以上:22人(H29:6人)

#### 《主な要因》

- ・ 新設の総合事務センターに手当認定等の業務が集中した【総務】
- ・ 年度前半に大規模イベントが多かった(山の日【生活】、大山1300年祭【西部】、GTI【商工】)
- ・ 会計検査【福祉・農林】や災害(大阪北部地震等)【福祉・生活・農林】対応業務が生じた

#### 《今後の対応方針》

- ・ 一人一人からの職場改革、働き方改革を前提として、庁風の見直し、職員及び管理者の意識改革に取り組む。
- ・ 時間外労働の罰則付き上限規制の導入を踏まえ、これまで以上に個人の労働時間に着目し、個人の長時間労働の是正に取り組む。

### ○ 県庁働き方改革の新たな取組について(情報政策課の取組)

#### 《新しいICT技術の活用》

- ・ RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)による業務の自動化を進める。  
※RPAとは、データ入力や情報チェックなどの業務をサポートするソフトウェアロボット。  
今年度内に実証実験を行い、一部業務へRPAを先行導入する(総務部総合事務センター、税務課と調整中)。  
→ 全庁的なRPA活用の展開についても、来年度検討を開始する。
- ・ 職員間のコミュニケーションツール(LINEのような操作性のビジネス用アプリ)を導入する。
- ・ 人工知能(AI)による業務の自動化(音声認識(会議録自動作成)、チャットボット(QA自動回答))などについても検討する。
- ・ そのほか、とつとり電子申請サービス(H29.4運用開始)等の活用を推進し、県民サービス向上及び職員の業務の効率化を図る。

## 2 今後のスケジュール(プロジェクトチーム)

年度末 第3回全体会議

## 第3回公文書適正管理推進チーム会議の開催結果について

平成30年9月19日  
職員支援課

最近の公文書管理をめぐる課題を踏まえ、文書管理の適正化及び働き方改革の視点による文書事務の効率化について検討を行うため設置した「公文書適正管理推進チーム」の第3回会議を開催し、文書の保存、管理のために作成したガイドラインの原案について協議を行いました。

### 1 第3回公文書適正管理推進チーム会議の概要

- (1) 開催日時 9月14日（金）午前10時30分から11時20分まで
- (2) 場所 第4応接室
- (3) 出席者 副知事（チーム長）、総務部長（サブチーム長）、行財政改革局長（事務局長）、各部局主管課長、職員支援課（事務局）、政策法務課・公文書館（コアメンバー）ほか
- (4) 議題
  - ・ 文書の保存期間の区分及び歴史公文書等の選別に関する基準の見直しについて
  - ・ 公文書の管理及び文書事務に関するガイドラインの原案について
  - ・ 公文書等の適正化に向けた懲戒処分等の指針の改正について

### (5) 文書の保存、管理のために作成したガイドラインの原案の概要

- ① 簿冊の保存期間の設定に関するガイドライン（鳥取県文書管理規程に定める別表第1「文書の保存期間の区分」を解説したもの）
  - ・ 文書の区分の整理統合を行うとともに、文書の類型、具体的な文書の例示を記載する。
  - ・ 文書の保存期間は、重要なものは30年、重要でないものは5年を保存期間の大原則として、10年保存文書は保存期間が法定又は根拠が明確なものに限定する。
  - ・ 個人の権利義務に関する文書の保存期間（旧優生保護法に関する文書など）は、30年と設定し、30年経過後、関係者が存命中であるなど保存期間の延長が必要と判断したものはさらに10年間保存し、以後は10年ごとに保存期間の延長の必要性を判断する。  
また、延長の必要性の判断については、外部の目が入る仕組みを検討する。
- ② 鳥取県立公文書館歴史公文書等評価選別方針の改定
  - ・ 評価選別基準に記載している文書の例示数を増加する。
  - ・ 簿冊の保存期間及び評価選別基準の対比表を新たに作成し、文書の区分から歴史公文書の該当性を確認できるようにし、適正かつわかりやすい文書事務につなげる。
- ③ 公文書の管理及び文書事務に関するガイドライン
  - ・ 公印省略を原則とする。
  - ・ 電子メール、府内LANのノーツのデータベース等の保存のルールを明確化する。
  - ・ 府内の実務的な連絡調整では、表書き（鑑文）を省略し、簡略化する。
  - ・ 本庁等の所属では、各部局内で共通の課長印を使用し、各部局主管課で看守する。
- ④ 公文書等の適正化に向けた懲戒処分等の指針の改正
  - ・ 公文書の偽造等の場合の懲戒処分の量定を明記する。

### 2 今後の予定

- ・ 各部局への意見照会後、文書の保存期間の設定に関するガイドライン案、鳥取県立公文書館歴史公文書等評価選別方針案、公文書の管理及び文書事務に関するガイドライン案に必要な修正を加え、11月以降順次運用を開始する。（規程の改正等が必要なものは年度内をめどに改正する。）

# 第1回鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームセミナーの開催結果について

平成30年9月19日  
資産活用推進課

県内事業者のPPP/PFI事業のノウハウ取得と案件形成能力の向上を図り、事業関与につなげることを目的として「鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム」を8月24日（金）に設立し、引き続き、第1回セミナーを下記のとおり開催しました。

## 記

- 1 日 時 平成30年8月24日（金）午後2時から5時30分まで
- 2 場 所 倉吉未来中心 セミナールーム3、6、7
- 3 参加者 民間事業者、経済団体、金融機関、行政機関 計113名
- 4 次 第
  - (1) 開会挨拶 野川副知事、石川内閣府大臣官房審議官(併任民間資金等活用事業推進室長)
  - (2) 講演1 PFIの概要・地元企業のPFI事業への関わり方  
(PwCアドバイザリー合同会社)
  - (3) 講演2 他自治体でのPFI取組事例～美術館～  
(福岡市美術館副館長、福岡アートミュージアムパートナーズ(株))
  - (4) 事例発表 鳥取市におけるPPPの取組 (鳥取市財産経営課)
  - (5) 事業説明 美術館、発電施設、庁舎のPPP/PFI事業について  
(県博物館、県企業局、県資産活用推進課)
  - (6) 意見交換会 美術館、発電施設、庁舎の各事業ごとに分かれて意見交換、質疑応答
- 5 経緯・反応等
  - セミナー開会前に、関係者で「鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム設立会議」を開催し、プラットフォームを正式に設立することを決定した。  
※ 平成30年2月及び5月に設置準備会を開催し、今回、正式な設立に至ったものです。

### <構成メンバー>

- ・行 政 県、市町村
- ・経済団体 各商工会議所、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、鳥取県建設業協会、鳥取県管工事業協会、鳥取県造園建設業協会、鳥取県電業協会、鳥取県建築士事務所協会、鳥取県ビルメンテナンス協会
- ・金融機関 県内各金融機関、日本政策投資銀行松江事務所

・参加した内閣府 石川審議官からは、「鳥取県のプラットフォームは、具体的なPFI事業も多く、県のやる気も十分感じられるので、参加者も多かったと考えられる。今まで一番素晴らしいプラットフォーム。」とのコメントをいただいた。

・意見交換会では、庁舎（西部総合事務所新棟整備等事業）について、地元業者が参画しやすい事業内容・規模であることから、積極的な質疑、意見があった。

### <質疑・意見の例>

- ・敷地内に定期借地権を活用して民間ビルを建設する手法の場合、事業期間は建物の減価償却期間を考慮した期間として欲しい。減価償却期間に満たない場合、事業期間のオプション延長も検討して欲しい。
- ・地元企業配慮のために、地元業者を構成員とした応募事業者に加点をすることを想定して欲しい。
- ・入居する行政機関の賃料水準や民間事業者が利用可能な敷地面積はどの程度の想定か。